

【許可を受けられない場合（欠格事由）】

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 1年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 次に掲げる罪を犯して1年未満の拘禁刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ① 風営法第49条又は第50条第1項の罪
無許可営業、虚偽その他不正の手段により許可等を受けた者、名義貸し 等
 - ② 刑法の罪
公然わいせつ、わいせつ物頒布等、淫行勧誘、賭博、常習賭博 等
 - ③ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の罪
 - ④ 売春防止法の罪
 - ⑤ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の罪
 - ⑥ 労働基準法の罪
 - ⑦ 船員法の罪
 - ⑧ 職業安定法の罪
 - ⑨ 児童福祉法の罪
 - ⑩ 船員職業安定法の罪
 - ⑪ 出入国管理及び難民認定法の罪
 - ⑫ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の罪
 - ⑬ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の罪
- 4 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為等を行うおそれのあると認められるに足る相当な理由がある者
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 6 心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの（精神機能の障害により風俗営業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
- 7 風俗営業の許可が取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（許可を取り消された法人の役員等も含む）
- 8 申請者が法人であって、密接な関係を有する法人が風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
 - ① 申請法人の株式の所有その他の事由を通じて、事業を実質的に支配、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者（以下「親会社等」という。）
 - ② 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者（兄弟法人）
 - ③ 申請法人が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者（子会社）

※密接な関係を有する法人の判断（国家公安委員会規則）

次のような事情により判断

- ①申請者が株式会社である場合にその議決権の過半数を所有している者
- ②申請者が持分会社（合同会社）である場合にその資本金の二分の一を超える額を出資している者
- ③出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、申請者の事業の方針の決定に関して、前記①、②に掲げる者と同等以上の支配的な影響力を有すると認められる者。

※支配的な影響力～示された方針等に従わざるを得ない状況等を指す

- 9 次のいずれかに掲げる期間内に許可証を返納した者で当該返納の日から5年を経過しないもの
- ① 風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日からその処分をする日又はその処分をしないことを決定する日までの間
 - ② 風俗営業の営業所への立入りが行われた日から聴聞決定予定日までの間
※聴聞決定予定日は、立入りの際に取消相当の違反等があった場合に、聴聞を行うかどうかを決定する日（聴聞決定予定日）を指す。
聴聞予定日≠聴聞決定予定日
- 10 前記9①に規定する期間内に合併又は分割により消滅した法人若しくは許可証の返納をした法人の前記9①の公示の日の前60日間以内に役員であった者で、その消滅又は返納の日から起算して5年を経過しない者
- 11 前記9②の立入りが行われた日の前60日間以内に役員であった者で、その消滅、又は返納の日から起算して5年を経過しない者
- 12 営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者（風俗営業者の相続者で、その法定代理人が1～7及び9～11, 13, 14のいずれにも該当しない場合を除く）
- 13 法人でその役員のうち1～7まで、又は9～11までのいずれかに該当する者があるもの
- 14 前記4に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者
※支配的な影響力は、前記8と同様の影響力